

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○県議会の議員その他の非常勤の職員
の公務災害補償等に関する条例
施行規則の一部を改正する規則
七九

○福島県災害救助法施行細則の一部
を改正する規則
七九

告 示

○公印を改刻しその使用を開始する
件
七〇

○大規模小売店舗の新設の届出につ
いて意見があった件
七〇

○大規模小売店舗立地法により県が
意見を述べた件
七〇

○地籍調査の成果について認証した
件二件
七〇

○土地改良区の定款の変更を認可し
た件二件
七二

公 告

○指定居宅サービス事業者を指定し
た件
七二

○指定居宅介護支援事業者を指定し
た件
七二

○介護老人保健施設の開設を許可し
た件
七三

○指定居宅サービス事業を廃止した
旨届出があった件
七三

○指定居宅介護支援事業を廃止した
旨届出があった件
七三

○指定居宅サービス事業を行う事業
所の名称を変更した旨届出があっ
た件
七三

○指定居宅サービス事業を行う事業
所の所在地を変更した旨届出があ
った件
七三

○指定居宅介護支援事業を行う事業
所の名称を変更した旨届出があっ
た件
七三

○指定居宅介護支援事業を行う事業
所の所在地を変更した旨届出があ
った件
七三

○指定介護予防サービス事業者を指
定した件
七四

○指定介護予防サービス事業を廃止
した旨届出があった件
七四

○指定介護予防サービス事業を行う
事業所の名称を変更した旨届出が
あった件
七五

○指定介護予防サービス事業を行う
事業所の所在地を変更した旨届出
があった件
七五

○一般競争入札を行う件
七六

○港湾計画の変更の概要を公告する
件
七七

○都市計画事業の認可の告示があっ
た件
七七

た件
七六

○落札者を決定した件
七六

福島県警察本部

規 則

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則及び福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年十一月二十一日
福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第九十二号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規
則の一部を改正する規則

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四
十三年福島県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の五に次の一号を加える。

五 負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障が
ある配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を
含む。以下この号において同じ。)、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居して
いる次に掲げる者の介護(継続的に又は反復して行われるものに限る。)

ア 孫、祖父母及び兄弟姉妹

イ 職員との間において事実上子と同様の関係にある者及び職員又は
配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規
則第一条の五の規定は、平成二十年四月一日以後に発生した事故に起因する通勤によ
る災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、
なお従前の例による。

(職員厚生課)

福島県規則第九十三号

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福島県災害救助法施行細則(昭和三十五年福島県規則第四十九号)の一部を次のよう
に改正する。

第十三条中「額」を「額の限度」に改める。
別表第二中「限度」を「額の限度」に改め、同表の一の1の(一)中「三三、三〇〇円」

を「二一、九〇〇円」に改め、同表の一の1の(二)中「一七、五〇〇円」を「一七、二〇〇円」に改め、同表の一の1の(三)中「一七、九〇〇円」を「一七、八〇〇円」に改め、同表の一の1の(四)中「一六、一〇〇円」を「一六、〇〇〇円」に改め、同表の一の1の(六)中「一六、八〇〇円」を「一六、二〇〇円」に改め、同表の一の1の(七)中「一五、六〇〇円」を「一五、一〇〇円」に改め、同表の一の1の(八)中「一四、九〇〇円」を「一五、一〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(災害対策課)

告 示

福島県告示第七百六十九号

公印を次のように改刻し、平成二十年十一月二十一日その使用を開始する。

平成二十年十一月二十一日

職印

福島県知事 佐藤雄平

番号	公印の名称	印影	公印管理者
23	福島県現金出納員印(福島県立富岡高等学校用)		福島県立富岡高等学校の福島県現金出納員

(文書法務課)

福島県告示第七百七十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年十一月二十一日から同年十二月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 コジマNEW方木田店 福島市方木田字南島九番地三ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

1 廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるもの(古紙類(ダンボール、新聞紙、雑誌、紙パック、その他の紙等)、びん類、缶類)については、再資源化ルートを利用し、極力再生利用を行うこと。

また、事業活動に伴って発生した廃棄物については、事業者の責任において適正に処理し、廃棄物の保管・運搬にあたっては、飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は早急かつ誠意ある対応を行うこと。

2 廃棄物の収集運搬・処理を委託する場合は、廃棄物の種類(産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず)・事業系一般廃棄物(など)ごとに、それぞれの許可を受けた業者へ委託し適正に処理すること。(福島市指定業者という表記ではなく、福島市許可業者という表現が適当)

3 騒音規制法、振動規制法、福島県生活環境の保全等に関する条例、福島市公害防止対策条例に該当する施設を設置する際には、設置の三十日前までに届出をします。

また、公害に関する苦情が発生した際には誠意ある対応をされるようお願いいたします。

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百七十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年十一月二十一日から同年十二月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 スーパースポーツゼビオ福島南バイパス店 福島市黒岩字浅井十八番地ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百七十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、南会津郡下郷町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

一 調査を行った者の名称
 下郷町

二 成果の名称
南会津郡下郷町大字高隋の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第七七十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、南会津郡只見町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 調査を行った者の名称

只見町

二 成果の名称

南会津郡只見町大字檜戸の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第七七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、福島市土地改良区から平成二十年九月十九日付けで申請のあった定款の変更について、同年十一月十三日認可した。

平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第七七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、白河市東土地改良区から平成二十年十月二十八日付けで申請のあった定款の変更について、同年十一月十三日認可した。

平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

公 告

公告第五百九十一号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	わかば訪問看護ステーション	事業所の所在地	いわき市植田町本町二一五	申請者の名称(個人にあっては、氏名)	医療法人信誠会	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあっては、住所)	福島県いわき市植田町本町二一五	指定年月日	平成二〇年一〇月二七日	サービスの種類	訪問看護
事業所の名称	福島寿光会病院指定訪問介護ステーション	事業所の所在地	福島市北町一四〇	申請者の名称(個人にあっては、氏名)	医療法人五光会	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあっては、住所)	同 県福島市北町一四〇	指定年月日	同 年 一月一日	サービスの種類	訪問介護
事業所の名称	株式会社トータルライフ・アネシス	事業所の所在地	いわき市小名浜下神白字館ノ腰五一	申請者の名称(個人にあっては、氏名)	株式会社トータルライフ・アネシス	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあっては、住所)	同 県いわき市小名浜下神白字館ノ腰五一	指定年月日	同 月 五日	サービスの種類	福祉用具貸与 特定福祉用具販売
事業所の名称	福寿リハビリ介護ステーション	事業所の所在地	郡山市並木三一一二六	申請者の名称(個人にあっては、氏名)	学校法人福寿会	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあっては、住所)	同 県郡山市並木三一一二	指定年月日	同 月 五日	サービスの種類	通所介護

(高齢福祉課介護保険室)

公告第五百九十二号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	わかばケアプラザサービス	事業所の所在地	いわき市植田町本町二一五	申請者の名称	医療法人信誠会	申請者の主たる事業所の所在地	福島県いわき市植田町本町二一五	指定年月日	平成二〇年一〇月二七日
--------	--------------	---------	--------------	--------	---------	----------------	-----------------	-------	-------------

ささきの居宅介護支援事業所	福島市笹木野字北中谷地二七―三フアニーハイツ―〇一	株式会社かみの	同 県福島市笹木野字北中谷地二七―三	同 年 一月一日
おおぞら指定居宅介護支援事業所	福島市飯坂町字釜場一〇―二	合資会社アイ・エム・エス・マルチサービス	同 市飯坂町字釜場一〇―二	同
ケアサービスセンターみどりの郷	二本松市金色四〇―一八	社会福祉法人湖星会	同 県二本松市木幡字東和代六五―一	同
ハッピー愛ランドケアプランセンターはるか	伊達市保原町六―一―一	社会福祉法人北信福祉会	同 県福島市南矢野目字才ノ後六―二	同

(高齢福祉課介護保険室)

公告第五百九十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九十四条第一項の規定により、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

施設の名称	施設の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	許可年月日
介護老人保健施設あだたら	二本松市油井字戸ノ内二二―一	医療法人幸信会	二本松市油井字戸ノ内二二―一	平成二〇年 一月一日

(高齢福祉課)

公告第五百九十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があった。

平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	廃止年月日	サービスの種類
あいづ農業協同組合	会津若松市高野町上高野字村内一七六	あいづ農業協同組合	福島県会津若松市扇町三五―一	平成二〇年 一月六日	福祉用具貸与
デイサービス遊友	郡山市大槻町字北中野三〇―二	有限会社フアルデザイ	同 県郡山市富田町字諏訪内三七―一	同 年 一月五日	通所介護
株式会社国分ケアサービスネット「ひまわり」事業部	いわき市平字佃町四―二	株式会社国分	同 県いわき市平字佃町四―二	同 年 一月一日	福祉用具貸与 特定福祉用具販売

(高齢福祉課介護保険室)

公告第五百九十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から、次に掲げる事業所において行う指定居宅介護支援の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
居宅介護支援事業所つばさ	相馬市小泉字根岸七六七―一	株式会社クオリティライ	福島県相馬市小泉字根岸七六七―一	平成二〇年 一月三十一日

公告第五百九十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。
平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

（高齢福祉課介護保険室）

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	サービスの種類
社団医療法人至誠会慈愛病院	社団医療法人至誠会こうじま慈愛病院	いわき市錦町鈴鹿一〇三一	社団医療法人至誠会	福島県いわき市錦町鈴鹿一〇三一	通所リハビリテーション
慈愛ヘルパーステーション	こうじま慈愛ヘルパーステーション	同	同	同	訪問介護

（高齢福祉課介護保険室）

公告第五百九十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	サービスの種類

愛あいヘルパーステーション	福島市山居三七一	伊達市田町六〇一二	合同会社愛あい	福島県伊達市田町六〇一二	訪問介護
---------------	----------	-----------	---------	--------------	------

あいづ農業協同組合	会津若松市北会津町新在家字西川端一〇一五	会津若松市高野町上高野字村内一七六	あいづ農業協同組合	同 県会津若松市扇町三五一一	訪問介護福祉用具貸与
-----------	----------------------	-------------------	-----------	----------------	------------

有限会社旭介護支援センター指定訪問介護事業所	須賀川市大町二四〇	石川郡石川町梁瀬四五一三	有限会社旭介護支援センター	同 県須賀川市岩淵字前南三九一二二	訪問介護
------------------------	-----------	--------------	---------------	-------------------	------

ひかり訪問介護事業所	いわき市小名浜中町境一三	いわき市小名浜中町境一三	株式会社ひかり介護	同 県いわき市小名浜南富岡字中前三八一四	同
------------	--------------	--------------	-----------	----------------------	---

（高齢福祉課介護保険室）

公告第五百九十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。
平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
慈愛居宅介護支援事業所	こうじま慈愛居宅介護支援事業所	いわき市錦町鈴鹿一〇三一	社団医療法人至誠会	福島県いわき市錦町鈴鹿一〇三一

（高齢福祉課介護保険室）

公告第五百九十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者名称	事業者の主たる事業所の所在地
あいつ農業協同組合	会津若松市北会津町新在家字西川端一〇―五	会津若松市高野町上高野字村内一七六	あいつ農業協同組合	福島県会津若松市扇町三五―一
ひかり居宅介護支援事業所	いわき市小名浜中町境一三	いわき市小名浜中町境一三グリユーネハイツA一〇三	株式会社ひかり介護	同 県いわき市小名浜南富岡字中前三八―四
ケアテル介護センター	耶麻郡猪苗代町川桁字元寺二四〇三―一	耶麻郡猪苗代町千代田字トヤガ崎三八―一	医療法人ケアテル	同 県耶麻郡猪苗代町川桁字元寺二四〇三―一

（高齢福祉課介護保険室）

公告第六百号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。
平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所名称	事業所の所在地	申請者の名称（個人にあつては、氏名）	申請者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	指定年月日	サービスの種類
わかば訪問看護ステーション	いわき市植田町本町二一五―七	医療法人信誠会	福島県いわき市植田町本町二一五―七	平成二〇年一〇月二七日	介護予防訪問看護

福島寿光会病院指定訪問介護ステーション	福島市北町一四〇	医療法人五光会	同 県福島市北町一四〇	同 年 一月一日	介護予防訪問介護
---------------------	----------	---------	-------------	----------	----------

通所介護日和	伊達市梁川町赤五輪七五―三	有限会社シールバー専科日和	同 県伊達市梁川町赤五輪七五―三	同	介護予防通所介護
通所リハビリテーションショロくまんぼう	同 市保原町大泉字小作逢一五―一	医療法人秀公会	同 県福島市大森字柳下一六一―一	同	介護予防通所リハビリテーション
株式会社トータルライフ・アネシス	いわき市小名浜下神白字館ノ腰五―一	株式会社トータルライフ・アネシス	同 県いわき市小名浜下神白字館ノ腰五―一	同	介護予防福祉用具貸与特定介護予防福祉用具販売
福寿リハビリ介護ステーション	郡山市並木三―三―二六	学校法人福寿会	同 県郡山市並木三―二―二三	同 年 一月五日	介護予防通所介護

（高齢福祉課介護保険室）

公告第六百一号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から、次に掲げる介護予防サービスの事業を廃止した旨届出があった。
平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所名称	事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	廃止年月日	サービスの種類
（空欄）	（空欄）	（空欄）	（空欄）	（空欄）	（空欄）

あいづ農業協同組合	会津若松市高野町上高野字村内一七六	あいづ農業協同組合	福島県会津若松市扇町三五	平成二〇年一〇月六日	介護予防福祉用具貸与
デイサービス遊友	郡山市大槻町字北中野三〇—二	有限会社フアルデザイン	同 県郡山市富田町字諏訪内三七—一	同 月一五日	介護予防通所介護
株式会社国分ケアサービスネット「ひまわり」事業部	いわき市平字佃町四—二	株式会社国分	同 県いわき市平字佃町四—二	同 年一月一日	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売

(高齢福祉課介護保険室)

公告第六百二十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主要たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	サービスの種類
社団医療法人至誠会慈愛病院	社団医療法人至誠会こうじま慈愛病院	いわき市錦町鈴鹿一〇三—一	社団医療法人至誠会	福島県いわき市錦町鈴鹿一〇三—一	介護予防通所リハビリテーション
慈愛ヘルパーステーション	こうじま慈愛ヘルパーステーション	同	同	同	介護予防訪問介護

公告第六百三十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主要たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	サービスの種類
あいづヘルパーステーション	福島市山居三七—一	伊達市田町六〇—二	合同会社あいづ	福島県伊達市田町六〇—二	介護予防訪問介護
あいづ農業協同組合	会津若松市北会津町新在家字西川端一〇—五	会津若松市高野町上高野字村内一七六	あいづ農業協同組合	同 県会津若松市扇町三五—一	介護予防訪問介護 福祉用具貸与
有限会社旭介護支援センター指定訪問介護事業所	須賀川市大町二四〇	石川郡石川町梁瀬四五—三	有限会社旭介護支援センター	同 県須賀川市岩渕字前南三九—二二	介護予防訪問介護
ひかり訪問介護事業所	いわき市小名浜中町境一三	いわき市小名浜中町境一三	株式会社ひかり介護	同 県いわき市小名浜南富岡字中前三八—四	同

(高齢福祉課介護保険室)

(高齢福祉課介護保険室)

公告第六百四号

埋設農薬適正管理事業埋設農薬無害化処理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七條の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する事項

1 調達をする役務の件名及び数量 埋設農薬適正管理事業埋設農薬無害化処理業務（その五） 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 委託期間 契約締結の日から平成二十一年三月二十七日まで

4 履行場所 福島県農業総合センター農業短期大学校（福島県西白河郡矢吹町一本木地内）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 入札に参加することができる者は、次の(一)又は(二)に該当する者で、かつ、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。ただし、異なる者と共同で重ねて当該資格の確認を受けることはできない。

(一) 2 及び3の資格要件をすべて満たしている者であつて単独で入札に参加するもの

(二) 2の資格要件を満たす者（以下「無害化処理業務入札参加者」という。）一者と3の資格要件を満たす者（以下「収集運搬業務入札参加者」という。）一者が、共同で入札に参加するもの

2 無害化処理業務を行う者の資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(一) 施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

(二) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(三) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(四) POPs 廃農薬の処理に関する技術的留意事項について（平成十六年十月十二日付け環境省第〇四一〇一〇二〇二号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長通知。以下「技術的留意事項」という。）において示された方法に基づき処理を行うことができる者であること。

(五) 契約期間内に、技術的留意事項において定められた残さの処理ができる者であること。

(六) 次に掲げるすべての産業廃棄物を事業範囲とする廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十四條第六項に規定する産業廃棄物の処分業の許可を有している者であること。

ア がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物）
イ 汚泥
ウ 廃プラスチック類
エ 金属くず

3 収集運搬業務を行う者の資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(一) 2の(一)から(四)までに掲げる条件をすべて満たす者であること。

(二) 2の(六)に掲げるすべての産業廃棄物を事業範囲とする法第十四條第一項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可を、福島県知事及び産業廃棄物処理施設の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）より受けている者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2の(三)から(六)まで及び二の3に掲げる事項（二の2の(一)及び(二)に係る事項を除く。）について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。この場合において、共同で入札に参加する者は、その旨を証する書類を添付すること。

1 提出期間 平成二十年十一月二十一日（金）から同年十二月四日（木）まで（土曜日、日曜日及び同年十一月二十四日（月）を除く。）の午前八時三十分から午後五時三十分まで

2 提出場所 郵便番号九六〇―八六七〇
福島県福島市杉妻町二番十六号
福島県農林水産部農業支援総室循環型農業課
電話〇二四―五二―七三四二

3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成二十年十二月四日（木）午後五時三十分まで必着とする。

四 入札説明書等の配布

次に掲げる入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

1 配布期間 平成二十年十一月二十一日（金）から同年十二月三日（水）（土曜日、日曜日及び同年十一月二十四日（月）を除く。）の午前八時三十分から午後五時三十分まで

2 配布場所 三に掲げる場所に同じ。

3 その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列四番の大きさの用紙五十枚が入る程度の大きさの返信用封筒であつて二百四十円の切手をはったあて先明記のものを同封のうえ、三に掲げる場所まで、平成二十年十二月二日（火）午

ふ頭	(一一)	(一〇)		(六)	(八)	(四)	(四〇)
五号	一	一九	九	一一	三		三三
ふ頭	(一一)	(一九)	(九)	(一一)	(三)		(三三)

注一 (一) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

二 今回変更に係る地区についてのみ記載した。

三 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

二 変更後の港湾計画の縦覧の場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県土木部河川港湾総室港湾課

(港湾課)

公告第六百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十年十一月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
県北都市計画下水道事業阿武隈川上流流域下水道（県北処理区）	福島県	福島市杉妻町二番十六号 福島県土木部都市総室下水道課	取用の部分 変更なし 変更なし

(土木課)

公告第六〇七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成20年11月21日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
非破壊構造解析装置 1式

- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成20年10月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
三益半導体工業株式会社 群馬県高崎市保渡田町2174番地1
- 5 落札金額
44,835,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成20年8月22日

(入札用度課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第54号

交通反則通告業務用機器及び福島県警察電子情報統合システム用機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成20年11月21日

福島県警察本部長 久保 潤 二

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品の名称及び数量 交通反則通告業務用機器及び福島県警察電子情報統合システム用機器 一式（搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。）
 - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 借入期間 平成21年1月1日から平成24年12月31日まで
 - (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有すること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。

- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年12月1日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。
- 郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課入札係
電話024-522-2151
- 4 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年12月5日(金)午後1時30分 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)
- (3) その他 郵便による入札は、不可とする。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合同じにおいては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会計課)